

# 教育委員会会議録

( 定例会 )

平成29年7月27日開催

さいたま市教育委員会

- |   |   |   |                 |         |
|---|---|---|-----------------|---------|
| 1 | 期 | 日 | 平成29年7月27日(木)   |         |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室          |         |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分         |         |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長           | 細 田 眞由美 |
|   |   |   | 教育長職務代理者        | 大 谷 幸 男 |
|   |   | 委 | 員               | 平 澤 奈 古 |
|   |   | 委 | 員               | 石 田 有 世 |
|   |   | 委 | 員               | 野 上 武 利 |
|   |   | 委 | 員               | 武 田 ちあき |
| 5 | 議 | 場 | に出席した者          |         |
|   |   |   | 副教育長            | 久保田 章   |
|   |   |   | 管理部長            | 矢 部 武   |
|   |   |   | 学校教育部長          | 平 沼 智   |
|   |   |   | 生涯学習部長          | 竹 居 秀 子 |
|   |   |   | 生涯学習総合センター館長    | 戸 張 豊 一 |
|   |   |   | 中央図書館長          | 利根川 雅 樹 |
|   |   |   | 管理部参事兼教育総務課長    | 西 林 正 文 |
|   |   |   | 学校教育部参事兼教職員人事課長 | 渡 邊 祐 子 |
|   |   |   | 学校教育部参事兼指導2課長   | 田 邊 泰   |
|   |   |   | 指導1課特別支援教育室長    | 三 島 公 夫 |
|   |   |   | 健康教育課長          | 山 本 高 弘 |
|   |   |   | ひまわり特別支援学校長     | 村 瀬 修 一 |
|   |   |   | さくら草特別支援学校長     | 佐 藤 浩 市 |
| 6 | 会 | 議 | 録署名委員           | 大 谷 幸 男 |

## 7 議事等の概要

細田教育長

それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。  
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記

4名いらっしゃいます。

細田教育長

本日は、会議の傍聴を希望する方がいらっしゃいますが、許可してよろしいでしょうか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

それでは、傍聴を許可します。  
本日の会議録の署名委員は、大谷委員にお願いいたします。  
本日の会議に、議案第97号「さいたま市教職員の人事について」を追加提出いたします。  
本日の議案のうち、議案第94号、95号、97号は人事案件であることから非公開とすることをお諮りしたいと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し上げました議案は非公開といたします。  
本日の会議の順番ですが、非公開議案の議案第97号を先議していただき、次に公開議案の議案第93号、96号、92号、非公開議案の議案第94号、95号の順に審議を行うことといたします。  
傍聴の方に申し上げます。  
先ほど決まりましたとおり、最初の議案につきましては非公開となりますので、一時御退室ください。

議案第97号 さいたま市教職員の人事について

<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案どおり可決>

議案第93号 教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について

細田教育長

それでは、再開します。続きまして、議案第93号につきまして、

事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長

議案書と資料を御覧ください。本規則案は、教育委員会会議5月定例会で御説明させていただきましたさいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例が6月議会を経て、7月6日に公布されたことに伴い、失業者の退職手当に関する規定について所要の改正を行うものでございます。5月定例会で御説明させていただきました条例の改正内容及び失業者の退職手当の内容につきましては、先ほどお配りしました資料にそれぞれ記載しております。

それでは、規則の改正内容について御説明いたします。改正点は3つになります。まず「2 改正の内容」の①の失業者の退職手当の個別延長給付の追加事由についてでございます。条例で「規則で定める」としたものに、難治性疾患を有する者、発達障害者又は激甚災害により離職を余儀なくされた者等、雇用保険法第24条の改正で規定された者を定めるものです。次に、改正内容の②、他の条項の改正につきましては、条例改正で職員の退職手当条例の「準用」から「例による」と改正したため、文言を改めるものです。最後に、改正内容の③、一部の様式については、議案書の後半に記載されておりますが、国の改正等にならない、所要の改正を行うものです。施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。

説明は以上でございます。

大谷委員

これは、法律、条例の改正により規則の文言を整理するという技術的なことと理解してよろしいでしょうか。

教職員人事課長

おっしゃるとおりでございます。

細田教育長

それでは、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第93号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第96号 平成30年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書採択について

細田教育長

それでは、再開します。続きまして、議案第96号につきまして、事務局から説明をお願いします。

指導1課特別支援教育室長

始めに、特別支援学校で使用する教科書につきまして御説明申し上げます。特別支援学校におきましては、いわゆる文部科学省検定済み教科書、文部科学省が著作権を有する著作図書、児童生徒の実態に応じて教育課程を編成する場合に活用する学校教育法附則第9条に基づいた一般図書、この3種類を教科用図書として使用しております。本市2校の特別支援学校においては委員の皆様の前に置かせていただいている星の付いている著作図書、そして一般図書の2種類の教科書を使用しております。

学校教育法附則第9条に基づいた一般図書については、子どもの実態に応じた図書を活用する関係上、毎年度、学校ごとに採択することになり、今年度も委員の皆様には採択の御審議をお願いすることとなります。

市立各特別支援学校においては、6月から7月までの期間、校長を中心に教科書選定委員会において、学校の特色や児童生徒の実態に即しながら、綿密な調査・研究を実施し、平成30年度に使用を希望する教科用図書を選定しました。

次に、資料について御説明いたします。2種類御用意させていただきました。資料1「平成30年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について」を御覧ください。採択していただくための調査資料をひまわり特別支援学校、さくら草特別支援学校の順に綴じてございます。学校ごとに、選定方針を示しました。続いて教科用図書一覧表、次にそれぞれの教科用図書の選定理由書を示しております。続いて資料2についてですが、教科用図書採択に係る根拠法令、さいたま市立特別支援学校の教科用図書採択のスケジュール、そして文部科学省及び教育委員会からの通知をまとめました。参考として御覧ください。

それでは、この後、学校ごとに資料の説明を致します。説明の順番については、ひまわり特別支援学校、さくら草特別支援学校の順でよろしいでしょうか。

細田教育長

はい、結構です。それでは、ひまわり特別支援学校長から説明をお願いします。

ひまわり特別支援学校

お手元の資料1を御覧ください。

本校の教科用図書選定の経緯について、説明させていただきます。

1、特別支援学校学習指導要領、埼玉県特別支援学校教育課程編成

要領等の趣旨を踏まえていること。2、本校の学校教育目標「かがやく子、今も未来も、明るい子（豊かな情操）、元気な子（丈夫な体）、学ぶ子（自ら取り組む意欲）」を達成するためには、生きてはたらく確かな学力が必要である。その定着のために、導入や題材、論の工夫がなされていること。3、市教育委員会通知「平成30年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検定教科書を十分に考慮し、その上で児童生徒の実態に即し、文部科学省著作図書や学校教育法附則第9条の規定による一般図書を選定すること。4、高等部教科用図書は、すべて学校教育法附則第9条の規定による図書として選定する。小・中学部と同様に、生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定すること。5、選定にあたっては、公正かつ適性の確保に万全を期すること。

これらを本校の選定方針として今回のリストを作成いたしました。小学部、中学部、高等部の一覧と一覧表にある各教科書の選定理由が書かれた資料でございます。具体的に申し上げますと、先ほど室長から星本の説明がありましたが、国語と算数・数学と音楽しかありません。それぞれの各教科で星が1つから4つまでしかありません。簡単に言うと星4つが中学校だと思っていただいても結構です。星が1つから3つまでは国語の教科書は平仮名で「こくご」と、4つからは漢字で「国語」と、算数・数学は星が1つから3つまでは平仮名で「さんすう」と、4つ目からは「数学」と書いてあります。そういうものでございます。9条本は下の表に書いてあるものです。例えば「生活」の一番上を見ますと、「ノンタンあそぼうよ（8）ノンタンあわぷくぷくぷぷう」とありますが、本校の子どもたちの実態に応じて、委員の皆様から見れば絵本に近いものと思っただけであれば結構でございます。続いて、今の教科書の選定理由が書かれております。資料の構成的にはこのようになっております。採択に向けて御審議をお願いいたします。

平澤委員

9条本についてお伺いしたいのですが、子どもたちが理解しやすく分かりやすい本というのはそれほど変わっていくものではなく、毎年採用されているのではないかと想像しておりますが、今年度新たに選んだ本があるとすれば教えてください。

ひまわり特別支援学校長

今回選定方針を見直した関係もあって新規のものも多くあります。小学部では、「地図」の教科書、「生活」は下から5、6番目の教科書を除く全ての教科書、「音楽」は一番下の教科書、「道徳」は今回新しく教科として入りましたので全て新規の教科書です。中学部では「地

図」の一番下の教科書、「職業・家庭」の上から2番目の教科書です。高等部につきましては新規の入替えはございません。

武田委員

9条本について、例えば小・中・高それぞれで全体の、あるいは科目ごとの上限数は決まっているのでしょうか。

ひまわり特別支援学校長

基本的には一つの学年に一つの教科書となります。ただ、生活科につきましては、国の方で小学校1年生は1種類、2年生、3年生は2種類、4年生から6年生までは3種類まで選ぶことができる規定ができましたので、今年度本校は増やしました。

平澤委員

国語や音楽は6冊ずつで1学年1冊なのかと思いますが、算数が7冊あるのはどういったことでしょうか。

ひまわり特別支援学校長

それについては、表の「算数」の一番上と一番下にある教科書は、両方とも小学校1年生用の9条本であり、一番上は知的障害が類型4の児童用、一番下は類型3の児童用ということでございます。

細田教育長

それでは、次にさくら草特別支援学校長から、説明をお願いします。

さくら草特別支援学校長

お手元の資料1を御覧ください。本校の教科用図書選定の経緯について説明させていただきます。さいたま市教育委員会から「平成30年度使用教科用図書の採択にともなう調査研究結果の提出について」の通知を受け、教科用図書の選定に関する調査研究を行いました。各教科による教科用図書の選定作業に際し、校長として資料に掲載させていただいた以下の5点を選定方針として職員に周知し、「平成30年度さいたま市立特別支援学校教科用図書の選定基準等について」の通知に基づき、慎重な選定作業を進めました。

1、特別支援学校学習指導要領、および埼玉県特別支援学校教育課程編成要領等の趣旨を踏まえていること。2、本校の学校教育目標「ノーマライゼーション社会において、もてる力を発揮し、共に生きる子どもを育てる」を達成するために、児童生徒一人ひとりの実態に沿い、個々の学習課題に基づく指導目標の達成に適した教科用図書であること。3、教科書の選定に伴うさいたま市教育委員会通知「平成30年度使用教科書の採択について」を踏まえ、小・中学部においてはさいたま市選定の小中学校用検定教科書、及び文部科学省著作図書の採択を十分考慮すること。その上で児童生徒の実態に即し、学校教育法附則第9条の規定による図書として一般図書を選定すること。4、高等部用教科用図書は、すべて学校教育法附則第9条の規定による図書

として選定する。小・中学部と同様に、生徒の実態に即し、教育目標の達成上適切な図書として一般図書を選定すること。5、選定にあたっては、公正かつ適性の確保に万全を期すること。

今年度6月から期間を定めて、教科用図書の内容について十分な調査、研究を行ってまいりました。その結果、本校として一覧表にある教科用図書を選定しました。選定理由につきましては、掲載のとおりでございます。校長決裁により議案書のとおり提出させていただいたところです。採択に向けて御審議をお願いします。

平澤委員 同質問ですが、今年度新しく選んだ本を教えてください。

さくら草特別支援学校長 小学部では「算数」の一番下にある教科書、「生活」の一番下2つの教科書、「音楽」の一番上と一番下、「道徳」の3冊が新規です。中学部、高等部はありません。

石田委員 星本はないのですか。

さくら草特別支援学校長 本校は、障害が重度の児童生徒が多いことから星本の選定は行いません。

大谷委員 確認ですが、9条本は際限なく選べるわけではなく文部科学省が範囲を示しているということでしょうか。

指導1課特別支援教育室長 そうでございます。文部科学省から一覧が出ております。

細田教育長 それでは、原案のとおりひまわり特別支援学校、さくら草特別支援学校の教科書について採択してよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第96号は原案のとおり可決されました。  
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第92号 平成29年度教育委員会の点検・評価報告書について

細田教育長 それでは、再開します。続きまして、議案第92号につきまして、



事務局から説明をお願いします。説明に際しては、ある程度のところで区切って、質疑の時間を設けたいと思います。

教育総務課長

議案書を御覧ください。本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第5号の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関することは教育長に委任することができないとされており、本日、議案として上程するものでございます。

なお、説明につきましては、時間の都合もございますので、事前に本案について御覧いただいた際に御指摘いただきました部分の修正のうち、主なものについてとさせていただきます。

それでは、別冊を御覧ください。「1 社会を生き抜く力の養成」の「(1) 施策の概要」につきまして、各学校のニーズを具体的に記載した方がよいとの御指摘をいただきましたことから、2行目後段部分「生徒指導、教育相談等で支援が必要な市立小・中学校に増員するなど、各学校の状況に応じたメリハリのある配置を行いました。」と修正をいたしました。

続きまして「全国学力・学習状況調査、さいたま市学習状況調査の活用」の「成果・課題」の部分につきまして、さいたま市学習状況調査の成果の活用について記載した方がよいとの御指摘をいただきましたことから、下から4行目「学力や生活習慣等に関する調査結果等をもとに、各学校において児童生徒の学習状況等の実態を把握し、教育指導の工夫改善に活かすことができました。」と修正をいたしました。

続きまして「②確かな学力の育成」の「取組」の部分につきまして、「よい授業」の4つの因子という記述が数多く繰り返されるので精査した方がよいとの御指摘をいただきましたことから、上から7行目「授業のポイントを示した冊子「新・さいたま市の授業づくり」を作成し、「よい授業」の4つの因子を活用した授業を推進しました。さらに、教員が自分の授業を4つの因子に基づいて振り返ることができるシステムを開発しました。加えて、教員を対象とした研修会、指導主事等による訪問指導においても、4つの因子に基づいて指導・助言をすることにより、教員の授業改善を一層図ることができるようにしました。」と修正をいたしました。さらに、4つの因子について注釈があった方がよいとの御指摘をいただきましたことから、「※3」に注釈を加えました。

続きまして「④小・中一貫教育の推進」の「取組」につきまして、小・中学校間で教育上の課題の共有や児童生徒に関する情報の共有を図ることに一貫教育の意義があるため人事交流の重要性について記

載した方がよいとの御指摘をいただきましたことから、「取組」の12行目「このほか、小・中一貫教育に係る人事交流の工夫として、中学校区単位で一部の小・中学校教員を兼務させることで、それぞれのよさを活かして指導を行いました。」と修正をいたしました。さらに「成果・課題」につきまして「兼務している小・中学校教員の人事交流を充実させ、指導形態を工夫してまいります。」と修正をいたしました。

続きまして「⑤道德教育の推進」の「成果・課題」につきまして、さいたま市学習状況調査の結果の表し方について成果が上がっていることがわかるような記載に改めた方がよいとの御指摘をいただきましたことから「「とてもそう思う・どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合が84.7%となりました。」と修正をいたしました。

続きまして「⑥子どもたちの体力向上に向けた施策の推進」の「成果・課題」につきまして、投力の向上は大きな成果が上がっているのでもう少し追記してアピールした方がよいとの御指摘をいただきましたことから「小学3年生男子は13.75mから16.16m、小学4年生男子は17.24mから19.48mに向上するなど、小学2・3・4・6年生男子は2m以上、3・6年生女子は1.5m以上の伸びがみられ、大きな成果が得られました。」と修正をいたしました。

細田教育長

それではここで、一旦区切らせていただきます。  
何か御質問等ございますでしょうか。

細田教育長

特にないようですので、事務局に続きの説明をお願いいたします。

教育総務課長

「⑧心のサポート体制の充実」の「成果・課題」につきまして、成果が上がっていることが具体的に分かるように記載した方がよいとの御指摘をいただきましたことから、「成果・課題」の上から5行目「前年度60件から300件へと大幅に増加しました。」と修正をいたしました。さらに、下から3行目「また、複雑化・深刻化した課題を抱える不登校児童生徒に対し、「子どもサポートネットワーク」を活用した支援を180件行うことができ、そのうち41.7%において児童生徒の状況が好転するなどの成果が見られました。」と修正をいたしました。

続きまして「⑩教職員の資質能力の向上」の「成果・課題」につきまして、「授業の達人大公開」の視聴数につきまして可能であれば記載した方がよいとの御指摘をいただきましたことから、「成果・課題」

の下から9行目「配信開始以来11,283回(平成29年2月1日現在)の再生があり、」と修正をいたしました。

続きまして「⑮新しい英語教育「グローバル・スタディ」の推進」の「成果・課題」につきまして、グローバル・スタディでの教員の取組について、成果が上がっていることが分かる表現に改めた方がよいとの御指摘をいただきましたことから、「成果・課題」の10行目「あなたの学校のグローバル・スタディの授業者の取組についてうかがいます」という項目で、良好な回答を得ることができました。」と修正をいたしました。

続きまして「⑯国際教育・交流事業の充実」の「取組」につきまして、全ての外国人児童生徒に対応した旨の記載に改めた方がよいとの御指摘をいただきましたことから、「取組」の11行目「外国人児童生徒187名(前年度167名)全員に対し、日本語指導員を派遣しました。」と修正をいたしました。

続きまして「(3)教育委員会の自己評価」につきまして、未来へ飛躍する人材の育成の各事業は将来の夢の実現、目標成就に必要な必須な施策展開であるため今後とも一層の強化を図ることを記載した方がよいとの御指摘をいただきましたことから、上から7行目「より一層の充実・強化を図ってまいります。」と修正をいたしました。

続きまして「⑰学校支援チームの活用」の「成果・課題」につきまして、大きな成果が上がっていると記載した方がよいとの御指摘をいただきましたことから、そのとおりの記載を追記させていただきました。

続きまして「⑱学校における安全教育の推進」の「成果・課題」につきまして、免許制度の開始以降事故件数が下がっていることを具体的に記載した方がよいとの御指摘をいただきましたことから、「成果・課題」の10行目「平成25年度には121件であった市立小・中・高等学校児童生徒の自転車事故が、平成28年度には55件に減少しました。」と修正をいたしました。

続きまして「⑳生涯学習施設整備事業等の推進」の「取組」と「成果・課題」につきまして、「取組」と「成果・課題」で記載内容が重複しているため文言を整理した方がよいとの御指摘をいただきましたことから、まず、「取組」に記載してありました工事の館数を削除いたしまして、「成果・課題」の部分の下から4行目「公民館では、「公民館施設リフレッシュ計画」に基づき、中規模修繕工事を8館、図書館では、「図書館施設リフレッシュ計画」に基づき、中規模修繕工事を2館で実施しました。各館の状況に応じて、建物や電気・機械設備の老朽化対策をはじめ、LED機器の導入等による省エネルギー化や、みんなのトイレの設置・改修、段差解消等のバリアフリー化を

推進しました。」と修正をいたしました。

以上、事前に本案について御覧いただいた際に御指摘をいただきました部分の修正のうち、主なものについて説明をさせていただきました。なお、説明を省略しました修正部分につきましても、数値の見せ方や具体的な記載に留意し、成果がわかりやすく伝わるよう努めております。また、本日議決をいただけましたら、外部有識者の方々による点検評価委員会を4回開催し、その御意見を付記した上で報告書として作成し、9月議会に提出するとともに公表する予定でございます。

細田教育長                      それでは、全体を通して何か御意見等ございますでしょうか。

大谷委員                      私としては、このメンバーで長時間かけて検討し、その際にこちらから指摘した事項を適切に修正していただきましたので、これでよしという意見でございます。

細田教育長                      他の委員の皆様もよろしいでしょうか。  
それでは、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員                          <異議なし>

細田教育長                      出席委員全員の賛成により、議案第92号は原案のとおり可決されました。  
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。  
傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおり、ここからの審議につきましては、非公開となりますので、御退室ください。

議案第94号      さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案とおり可決>

議案第95号      さいたま市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>  
<議案は原案とおり可決>

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後 3 時 4 8 分